

世田谷区公告第37号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）第3条による改正前のマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、マンションの再生等の円滑化に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

世田谷区長 保坂展人

1 組合の名称

北烏山みむねマンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

北烏山みむね

東京都世田谷区北烏山二丁目1352番9、北烏山三丁目1188番4及び1188番8

3 施行再建マンションの敷地の区域

東京都世田谷区北烏山三丁目1188番1の一部、1188番4、1188番8の一部及び1188番45

4 事業施行期間

マンション建替組合設立認可公告の日から令和12年9月まで

5 事務所の所在地

東京都世田谷区北烏山二丁目3番11烏山北住宅11号棟108号

6 設立認可の年月日

令和8年5月7日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所及び施行マンション又は施行再建マンションの敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和8年6月5日